

【平成22年南島原市条例第21号】

南島原市景観条例

南島原市景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 景観計画（第7条—第9条）
- 第3章 景観法に基づく行為の規制等（第10条—第18条）
- 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第19条・第20条）
- 第5章 景観審議会（第21条）
- 第6章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（目的）

**第1条** この条例は、南島原市における景観の形成に関し必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく手続等について必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が協働し、市の良好な景観の形成によるまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

（基本理念）

**第2条** 本市固有の雄大な自然景観・農地景観、本市を代表する歴史的資源など、本市が有する特性に十分配慮し、南島原らしい景観の保全・育成・形成による豊かなまちづくりを実現するために、良好な景観形成を推進するものとする。

（定義）

**第3条** この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法及び景観法施行令（平成16年政令第398号）において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）景観形成 景観を保全し、育成し、又は創造することをいう。
- （2）工作物 建築物以外のもので、規則で定めるものをいう。
- （3）重点地区 本市を代表する景観資源又は歴史的資源が存する地区、様々な都市機能が集積する地区等、本市の景観形成を推進していく上で、特に必要と認められる地区をいう。

（市民の責務）

**第4条** 市民は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観形成に自主的かつ積極的に寄与するよう努めるとともに、相互に協力して地域における良好な景観形成を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観形成に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

**第5条** 事業者は、事業活動を行うに当たって、本市の良好な景観形成に自ら努めるとともに、事業活動を通じて地域における良好な景観形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する良好な景観形成に関する施策に協力しなければならない。  
(市の責務)

**第6条** 市は、良好な景観形成に関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による施策の実施に当たって、市民及び事業者の意見等を反映させるよう努めなければならない。
- 3 市は、道路、公園その他の公共施設の整備等を行うときは、良好な景観形成の推進に先導的な役割を担うよう努めなければならない。
- 4 市は、適切な情報の提供等により良好な景観形成に関する意識の啓発及び知識の普及を図るよう努めなければならない。

## 第2章 景観計画

(景観計画の策定)

**第7条** 市長は、市の全域にわたる良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進するために、法第8条第1項に規定する景観計画を定めるものとする。

- 2 市長は、景観計画に景観計画区域における良好な景観形成の推進に関し必要な事項を定めるものとする。
- 3 市長は、景観計画において、重点地区を指定することができる。
- 4 市長は、景観計画の充実に努めなければならない。

(景観計画変更の手続)

**第8条** 市長は、景観計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、第21条に規定する南島原市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(国等に対する協力要請)

**第9条** 市長は、必要があると認めるときは、国、県、他の地方公共団体等に対し、本市の良好な景観づくりに協力するよう要請するものとする。

## 第3章 景観法に基づく行為の規制等

(景観計画の遵守)

**第10条** 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

(事前協議)

**第11条** 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容について、市長に事前協議書を提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による事前協議書の提出があったときは、その内容について法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項に基づき協議を行うものとする。

(届出を要する行為)

**第12条** 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、重点地区における次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
- (2) 木竹の植栽又は伐採

- (3) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積
- (4) 水面の埋立て又は干拓  
（届出及び勧告等の適用除外）

**第13条** 景観計画区域（重点地区を除く。）内における法第16条第7項第11号の条例で定める適用除外となる行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転であって、次のアからウまでのいずれにも該当するもの
  - ア 高さが15メートル以下のもの
  - イ 階数が3階以下のもの
  - ウ 延べ面積（増築にあつては、増築後の延べ面積）が1,000平方メートル以下のもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築物の修繕等」という。）であって、次のアからウまでのいずれにも該当するもの又は次のエに該当するもの
  - ア 高さが15メートル以下のもの
  - イ 階数が3階以下のもの
  - ウ 延べ面積が1,000平方メートル以下のもの
  - エ 建築物の修繕等に係る部分の面積が通常望見できる外観の2分の1以下であるもの
- (3) 工作物の新設、増築、改築又は移転（以下「工作物の建設等」という。）で、当該工作物の高さが15メートル以下のもの
- (4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「工作物の修繕等」という。）であって、次のア又はイに該当するもの
  - ア 高さが15メートル以下のもの
  - イ 工作物の修繕等に係る部分の面積が通常望見できる外観の2分の1以下であるもの
- (5) 法第16条第1項第3号に掲げる行為で、当該行為に係る部分の面積が1万平方メートル（都市計画区域内にあつては、3,000平方メートル）未満のもの
- (6) 農地内に設けるビニールハウスその他これに類する工作物の建設等。ただし、観賞用又は生産販売施設として不特定多数の人が利用するものを除く。
- (7) 自然公園法（昭和32年法律第161号）により許可又は届出を要する行為
- (8) 長崎県立自然公園条例（昭和33年長崎県条例第21号）により許可又は届出を要する行為

**第14条** 重点地区内における法第16条第7項第11号の条例で定める適用除外となる行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転であって、次のアからウまでのいずれにも該当するもの

- ア 高さが10メートル以下のもの
  - イ 階数が2階以下のもの
  - ウ 延べ面積（増築にあっては、増築後の延べ面積）が500平方メートル以下のもの
- (2) 建築物の修繕等であって、次のアからウまでのいずれにも該当するもの又は次のエに該当するもの
- ア 高さが10メートル以下のもの
  - イ 階数が2階以下のもの
  - ウ 延べ面積が500平方メートル以下のもの
  - エ 建築物の修繕等に係る部分の面積が通常望見できる外観の2分の1以下であるもの
- (3) 工作物の建設等で、当該工作物の高さが10メートル以下のもの
- (4) 工作物の修繕等であって、次のア又はイに該当するもの
- ア 高さが10メートル以下のもの
  - イ 工作物の修繕等に係る部分の面積が通常望見できる外観の2分の1以下であるもの
- (5) 法第16条第1項第3号に掲げる行為で、当該行為に係る部分の面積が3,000平方メートル未満のもの
- (6) 第12条第1号に掲げる行為で、当該行為に係る部分の面積が3,000平方メートル未満のもの
- (7) 第12条第2号に掲げる行為で、当該行為に係る部分の面積が3,000平方メートル未満のもの
- (8) 第12条第3号に掲げる行為で、当該行為に係る期間が90日以内のもの又は次のア及びイのいずれにも該当するもの
- ア 当該行為に係る土地の面積が500平方メートル以下のもの
  - イ 高さが5メートル以下のもの
- (9) 第12条第4号に掲げる行為で、当該行為に係る部分の面積が3,000平方メートル未満のもの
- (10) 農地内に設けるビニールハウスその他これに類する工作物の建設等。ただし、観賞用又は生産販売施設として不特定多数の人が利用するものを除く。
- (特定届出対象行為)

**第15条** 法第17条第1項に規定する条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為のうち景観計画に定める届出を要する行為とする。

(完了届)

**第16条** 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(勧告、命令等に係る手続)

**第17条** 市長は、法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令又はこの条例に基づく処分その他の行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(勧告に従わなかった旨の公表)

**第18条** 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に意見陳述の機会を与えた上で、審議会の意見を聴かなければならない。

#### **第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木**

(景観重要建造物の指定及び解除)

**第19条** 市長は、法第19条第1項の規定に基づき景観重要建造物を指定しようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の指定及び解除)

**第20条** 市長は、法第28条第1項の規定に基づき景観重要樹木を指定しようとするときは、同条第2項に定めるもののほか、審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。

#### **第5章 景観審議会**

**第21条** 市長の諮問に応じ、市の良好な景観の形成に関する基本的事項又は重要事項について調査審議するため、南島原市景観審議会を設置する。

2 審議会は、市の良好な景観の形成に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

#### **第6章 雑則**

(委任)

**第22条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### **附 則**

この条例は、平成23年4月1日から施行する。